

(電気保安法人)

保安業務担当者を他の業務に従事させていないことの説明書

令和 年 月 日

住所
氏名

④

下記の者を電気保安業務以外の職務に従事させていません。

また、下記の者が電気事業法施行規則第 52 条の 2 に定める保安業務担当者である限り、今後も電気保安業務以外の業務に従事させません。

記

所 属

保安業務担当者氏名